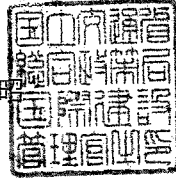


企画競争実施の公示

平成21年4月15日

総合政策局 国際建設管理官 名波 義明



次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要 ベトナム国高速道路整備・運営手法等検討業務

(2) 業務内容

本業務では、ベトナム国における高速道路の整備及び運営・維持・管理について、わが国の技術・ノウハウを活用した実施手法を検討する。具体的作業については、以下のとおりとする。

1) 対象プロジェクトの抽出

2) 当該プロジェクトの必要性、進捗状況、関連ドナーの動向の整理

3) 我が国の技術・ノウハウ活用を考慮した整備及び運営・維持・管理手法の検討

以上の項目については、過年度実施業務による成果もふまえ、最新情報を入手し対応する。

4) 我が国技術による自動料金支払いシステム（ETC）適用に向けた戦略の検討

5) 上記を踏まえ、発注者によるベトナム国でのセミナー（作業については下記のとおり）等を通じた関係機関への働きかけへの支援

○セミナー開催準備

・セミナー開催は、ベトナム国内とする

・セミナー資料（英語、ベトナム語）及びセミナー開催にあたって必要となる資料（日・英・越）を作成する

・セミナー開催・運営にあたり、会場手配・設営・進行補助・逐次通訳（日越）手配を行う

・現地視察にあたり、視訳先との調整、通訳手配（日越）、車両手配等の補助作業を行う

○セミナー結果等取りまとめ

・議事録作成、セミナー資料の整理、必要資料の和訳

なお、自動料金支払いシステム（ETC）適用可能性については、ベトナム国以外のアジア諸国における海外展開戦略についても、合わせて検討する。

(3) 業務の実施方法

関係機関や高速道路建設予定地等に調査団を派遣し、意見交換や現地調査等を実施。これを踏まえた検討、セミナー等の開催状況の記録を加え、調査報告書を作成する。

(4) 履行期限 平成22年3月19日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成19・20・21年度国土交通本省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者若しくは資格申請中の者であること。

(3) 国土交通省大臣、各地方整備局長、大臣官房会計課から指名停止を受けている期間中でないこと。

3. 手続等

(1) 担当部署

〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省総合政策局国際建設推進室 担当：小田川

TEL：03-5253-8315 FAX：03-5253-1562

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年4月15日（水）から平成21年4月24日（金）18時15分まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成21年4月27日（月） 18時15分まで、(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）とする。なお、郵送の場合であっても、提出期限までの到着は必須。

(4) 説明会の有無

説明会は実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

(6) 企画提案書の特定

企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対し指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものでない。

(8) その他の詳細は説明書による。